

オホーツク エコ・あぐり・タウン くんねっぷ

ふるさとおもいやり寄付制度

オホーツクブルーの空が広がる北海道訓子府（くんねっぷ）町。全国各地へ安全で安心な農畜産物をお届けするオホーツク・エコ・あぐりのまちです。訓子府町では、町内外のみなさんにさまざまな形でまちづくりに参加していただき、新しいまちづくりを進めています。そのひとつが「ふるさとおもいやり寄付制度」。この小さなまちのまちづくりへの応援をよろしくお願いします。

訓子府町のまちづくりに共感いただける方や、ふるさとを想う方たちに「寄付」という形でまちづくりに参加いただき、まちづくりへの思いを実現しようというものです。

訓子府町では以下の4つのふるさとづくり事業を掲げ、特色あるまちづくりをめざします。

ア. 安心して暮らせるふるさとづくり事業

- 高規格救急車導入事業
- 高齢者ハイヤー利用サービス事業 など

事業メニュー

イ. 元気な人を育てるふるさとづくり事業

- 図書館改築準備事業
- 青年団体活動支援事業 など

ウ. 豊かな環境と資源を活かしたふるさとづくり事業

- 北大と連携した食の安全安心づくり事業
 - ・食の安全安心マイスター育成事業
 - ・地産地消プロジェクト など

エ. その他、特色あるふるさとづくり事業

- 町制60周年記念事業
 - ふるさとアルバム事業、記念植樹、記念講演
 - 障がい者アート特別啓発事業 など

訓子府町おもいやり寄付制度の概要

1. 寄付手続き

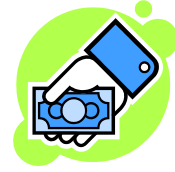
寄付は、原則一口5千円で、何口でも受け付けます。



- ① 指定の様式によりお申し込みください。
(郵便、ファックス、Eメール、電話取寄せ)



- ② 郵便振替用紙が送付されます。



- ③ 振替用紙により、寄付金を送金してください。(手数料不要)
※銀行振込(有料)も可能です。

※ 寄付金控除等を受けるため、町の領収書を確定申告まで保管してください。

2. 寄付金の扱い

① 基金の設置

みなさまからの寄付金は「訓子府町ふるさとおもいやり基金」を設けて、適正に管理します。

② 基金の取扱い

寄付者の指定する事業に充てる場合に限り、基金を取り崩すことができます。

寄付金の状況にもよりますが、可能な限り、翌年度の事業の財源にあてるなど、寄付者の社会投資を早期に具体化するように努めます。

③ 公表等

寄付金を事業に活用した場合は、その内容を寄付者にお知らせします。

point!

3. 税制上の優遇措置 **ふるさと納税も適用となります**

① 寄付者が個人の場合

○ 所得税(所得控除)

2千円を超える寄付金について、所得控除が適用されます。

○ 個人住民税(税額控除)

5千円を超える寄付金について、一定の限度まで税額控除が適用されます。

(所得の総額に応じて一定の限度額が設定されています。

詳しくは、住所地の市町村民税窓口にお問合せください。)

② 寄付者が法人の場合

法人税額の算定上、全額損金参入できます。

寄付者の方には「ふるさと応援団だより」で、事業への充
当結果のほかにも、さまざま
な訓子府に関する情報をお届け
します。

おもいやり寄付制度に関する問合せは

〒099-1498

北海道常呂郡訓子府町東町398番地

訓子府町役場企画財政課

TEL 0157-47-2115

まで